

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会
臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1月23日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
報告第1号～報告第4号の上程、報告	5
・報告第1号 その他町道栃の木線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決 処分について	
・報告第2号 その他町道木原線道路災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処 分について	
・報告第3号 準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負変更契約締結 の専決処分について	
・報告第4号 林道松橋線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・承認第1号 岩泉町印鑑条例の一部改正の専決処分に関し承認を求めることに ついて	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第1号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し 議決を求めることについて	

議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2
・議案第 2 号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求め ることについて	
閉 会 の 宣 告	1 4
署 名	1 5

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 2 年 1 月 1 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 1 月 2 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 2 年 1 月 2 3 日 午 前 1 0 時 2 4 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	8 番	三田地 和 彦	9 番	菊 地 弘 已
	1 0 番	合 砂 丈 司		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政 策 推 進 課 長	三 浦 英 二
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 総 括 室 長	佐々木 忠 明	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 1 月 2 3 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 その他町道栃の木線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 4 報告第 2 号 その他町道木原線道路災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 5 報告第 3 号 準用河川鼠入川河川災害復旧 (その 2) 工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 6 報告第 4 号 林道松橋線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 7 承認第 1 号 岩泉町印鑑条例の一部改正の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 8 議案第 1 号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 9 議案第 2 号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

閉 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和2年第1回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、三田地和彦君、9番、菊地弘巳君、10番、合砂丈司君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、1月23日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎報告第1号～報告第4号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、報告第1号から日程第6、報告第4号までの報告を行います。

報告第1号 その他町道栃の木線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてから報告第4号 林道松橋線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてまで順番に報告を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） おはようございます。それでは、報告第1号から第4号まで説明させていただきます。

報告第1号 その他町道栃の木線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。その他町道栃の木線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年1月23日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書、その他町道栃の木線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月14日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、その他町道栃の木線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町下有芸字栃の木地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億2,884万4,000円。変更請負額1億2,566万9,880円。変更による減額317万4,120円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、ブロック積み工等の数量の変更による減。

次に、報告第2号 その他町道木原線道路災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。その他町道木原線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年1月23日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。その他町道木原線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月14日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、その他町道木原線道路災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町浅内字大沢日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額9,828万円。変更請負額9,725万4,000円。変更による減額102万6,000円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

5、変更理由、植生土のう工等の数量の変更による減。

次に、報告第3号でございます。準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負変更契約締結の専決処分について。準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年1月23日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年12月19日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事。

2、工事場所、岩泉町鼠入字上鼠入地内ほか。

3、契約金額、当初請負額8,478万円。第1回変更請負額8,635万円。第2回変更請負額8,135万7,100円。変更による減額499万2,900円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1。氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

5、変更理由、ブロック積み工等の数量の変更による減。

次に、報告第4号 林道松橋線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。林道松

橋線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年1月23日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。林道松橋線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月9日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道松橋線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町二升石字滝野地内。

3、契約金額、当初請負額1億368万円。第1回変更請負額1億1,995万5,600円。第2回変更請負額1億1,513万7,600円。変更による減額481万8,000円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

5、変更理由、コンクリート擁壁工等の数量の変更による減でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第4号までの4件全部の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第7、承認第1号 岩泉町印鑑条例の一部改正の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 承認第1号 岩泉町印鑑条例の一部改正の専決処分に関し承認を求めることについて。岩泉町印鑑条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年1月23日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律に整備に関する法律の施行により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、岩泉町印鑑条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月13日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙に改正文、そして次のページに参考資料を添付してございます。今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領が改正となりましたことから、これに伴いまして今回の条例を改正したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この専決処分でございますが、専決処分する事項が「15歳」という「歳」の文字の関係ですから、これは緊急を要しないかなど。この成年後見人と意思能力を有しない者というのを緊急性を要して、専決処分をしてまでこのことを制定しなければならなかったという、この説明をお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 国のほうの法律の施行日が12月14日でございます。それに合わせて改正いたしたかったところが今回の改正の理由でございます。実際その取り扱い等につきましては、国の大きな方針の中で動いてございまして、国の総務省のほうからの通知、通達を待って詳細の取り扱いが決まっているものでございまして、それがちょっとおくれて通知が来たために、専決処分とせざるを得ないということになったものでございます。よろしくお願います。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 私とすれば、岩泉町で、ここで意思能力を有しない者の印鑑登録を早く決めてしまわないと、専決処分してでも決めてしまわないと、町民に不利益を与えるというふうなことから専決処分かなと思ったのですが、そういうことはございませんか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） そのとおりでございます、12月14日の国の本法のほうの施行日に合わせないと、その条例が改正する前と施行日の間にタイムラグがあると、仮に所有権移転登記とか、その辺があった場合に不利益を及ぼす可能性があるということで専決させていただきました。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、議案第1号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、地域情報通信基盤施設災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、当初請負額1億5,598万4,400円。変更請負額1億6,722万3,200円。変更による増額1,123万8,800円。

4、請負者、住所、盛岡市中央通1丁目2番2号。氏名、東日本電信電話株式会社岩手支店、支店長、星伸寿。

令和2年1月23日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、光ファイバー敷設経路等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成30年9月7日に着工してございまして、令和2年3月23日完成予定となっております。

変更の概要でございますけれども、各配線工事を変更後で数量が幹線ケーブル約362キロメートル中35.5キロメートル張りかえ、復旧箇所が81カ所とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はございませんか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 参考資料を見ますと、当初数量から変更後数量が減っておりますが、それでも増額という説明をお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 工事箇所が87カ所から81カ所に減っているというご指摘でございますけれども、例えば小川の名目入地区をちょっとご想像をいただきたいわけなのですが、当初は旧道のほうを、河川敷を電柱のルートが通っておりました。それが10号の災害でやられまして、電柱が5本かかって5カ所というふうに積算をして設計をしておったわけでございますけれども、をルートの敷設を大胆に変えまして、バイパスのほうに例えば上げた。そうしますと、5本、5カ所から3本の建柱で済んだということで、箇所数を減らす。ただし、張りかえ工事の数量がふえてございます。それから、消費税の増税分がございますので、その分を見ますと今回は増でお願いをしたということでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第9、議案第2号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第2号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。林道泉沢線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道泉沢線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町袋綿字本町地内。

3、契約金額、当初請負額3億3,480万円。第1回変更請負額2億8,710万8,280円。第2回変更請負額2億3,510万9,520円。変更による減額5,199万8,760円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

令和2年1月23日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、コンクリート擁壁工等の数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするもの

である。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成30年6月7日着工してございまして、令和2年3月16日完成予定でございます。

変更の概要でございますけれども、8工区で変更がありまして、2工区でブロック積み工、合計で33.4平方メートルの減、1工区でL型擁壁工2.5メートルの減、5工区でコンクリート擁壁工158.7立米の減となるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） お願いします。この工期が3月16日の予定となっております。これは、今年度中に終わる予定、繰り越しはなしの予定でしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 林道泉沢線の災害復旧工事につきましては、年度内完了ということで今進めております。そのとおり、年度内に完了する予定でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今年度に繰り越し事業で今工事を精力的に進めているわけですが、さらに年度を越えて繰り越しする、大体今年度終わるといふうに聞いては、説明はされておりますけれども、繰り越しがされる予定の公共事業の復旧工事の件数等がありますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 林道事業につきましては、災害査定を受けた分の林道、30契約、これまで実施してきておりまして、全て今年度で林道につきましては完了の予定でございます。公共土木施設につきましては、これまで66契約進めてきておりまして、こちらについては事故繰り越しということで令和2年度に5契約、87カ所が繰り越しということになりまして、令和2年度完了の見込みでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午前10時24分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

三 田 地 和 彦

署 名 議 員

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

合 砂 丈 司
